

さすガねっと Sプラン契約約款

大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、さすガねっと Sプラン各種サービス会員規約本則の個別規定として、さすガねっと Sプラン契約約款を以下の通り定めます。さすガねっと Sプランには、さすガねっと Sプラン各種サービス会員規約本則とさすガねっと Sプラン契約約款があわせて適用されます。

第1章 総則

第1条 （約款の適用）

当社は、このさすガねっと Sプラン契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これによりさすガねっと Sプランを提供します。

第2条 （約款の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、約款を変更できるものとします。この場合には、料金その他さすガねっと Sプランの提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、当社が適切であると判断する方法により説明します。

第3条 （用語の定義）

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

(2) 電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

(3) 光インターネット

主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします）

(4) さすガねっと Sプラン

光インターネットを使用して行う電気通信サービス

(5) でんわサービス

別途ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する「NURO 光でんわ」サービス

(6) さすガねっと Sプラン取扱局

電気通信設備を設置し、それによりさすガねっと Sプランに関する業務を行う当社の事業所

(7) さすガねっと Sプラン取扱所

さすガねっと Sプランに関する契約事務を行う当社の事業所（当社の委託によりさすガねっと Sプランに関する契約事務を行う者の事業所を含みます）

(8) 取扱局交換設備

さすガねっと Sプラン取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます）

- (9) さすがねっと Sプラン契約
当社が利用者に対しさすがねっと Sプランの提供を行うことを内容とする契約
- (10) さすがねっと Sプラン申込み
さすがねっと Sプラン契約の申込み
- (11) 申込者
さすがねっと Sプラン契約の申込みをした者
- (12) 契約者
当社とさすがねっと Sプラン契約を締結した者
- (13) 契約者回線
さすがねっと Sプラン契約に基づいてさすがねっと Sプラン取扱局内に設置された取扱局交換設備とさすがねっと Sプラン申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
- (14) 相互接続
当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます）第9条の登録を受けた者又は事業法第 16 条の届出をした者をいいます。以下同じとします）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします）に基づく接続
- (15) 相互接続点
相互接続に係る電気通信設備の接続点
- (16) 協定事業者
当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
- (17) 契約者回線等
契約者回線及び契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
- (18) 回線終端装置
契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます）
- (19) 端末設備
契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内にあるもの
- (20) 自営端末設備
契約者が設置する端末設備
- (21) 自営電気通信設備
電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- (22) 収容さすがねっと Sプラン取扱局
その契約者回線が収容される取扱局交換設備が設置されているさすがねっと Sプラン取扱局
- (23) 技術基準等
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件
- (24) 利用の一時中断
さすがねっと Sプランに係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
- (25) さすがねっと Sプラン利用権
契約者がさすがねっと Sプラン契約に基づいて、さすがねっと Sプランの提供を受ける権利
- (26) 利用料金
約款の規定により契約者に支払っていただくさすがねっと Sプランの基本月額料金
- (27) さすがねっと Sプランを全く利用できない状態
さすがねっと Sプラン契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著

しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態

(28) 消費税相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額

(29) ブロードバンドユニバーサルサービス

電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定めるFTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）等の基礎的電気通信役務

(30) ブロードバンドユニバーサルサービス料

ブロードバンドユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用しているブロードバンド回線の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、支援対象事業者に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金

第2章 契約

第4条 （契約の成立）

1. さすがねっと Sプランの契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続に従いさすがねっと Sプラン申込みをし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。
2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とします。

第5条 （契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに1のさすがねっと Sプラン契約を締結します。

第6条 （契約者回線の終端）

1. 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。
3. 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を別紙料金表に定めるところにより提供します。

第7条 （さすがねっと Sプラン区域）

当社は、当社が別途定めるところによりさすがねっと Sプラン区域を設定します。

第8条 （収容さすがねっと Sプラン取扱局）

1. 契約者回線の取扱局交換設備は、契約者回線の終端のある場所がさすがねっと Sプラン区域内であるとき、そのさすがねっと Sプラン区域内のさすがねっと Sプラン取扱局であって、当社が指定する収容さすがねっと Sプラン取扱局に収容します。
2. 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上又はさすがねっと Sプランに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容さすがねっと Sプラン取扱局を変更することがあります。

第9条 （さすがねっと Sプラン申込みの方法）

さすがねっと Sプラン契約の申込みをするときは、予めこの約款を承認し当社の指定する方法により次

に掲げる事項を当社に通知することとします。この場合、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただくことがあります。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合及び当社が特に認める場合は、この限りではありません。

- (1) さすガねっと Sプランのコース種別等
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) その他さすガねっと Sプラン申込みの内容を特定するための事項

第10条（さすガねっと Sプラン申込みの承諾）

1. さすガねっと Sプラン契約の申込みがあったときは、当社が受け付けた順に従い、当社所定の方法により当社が承諾の意思表示をした時点で契約が成立するものとします。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、受け付けの順序を変更することがあります。なお、当社は申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。
2. 当社は、次の場合には、さすガねっと Sプラン契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込書に虚偽の事実の記載があったとき。
 - (2) さすガねっと Sプランの提供が技術上又は経済上著しく困難なとき。
 - (3) 申込者が利用料金、さすガねっと Sプランの利用に必要な費用若しくは工事に関する費用又は当社との他の契約に基づく債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (4) 申込者が申込みにあたり提出した契約申込書に不備があるとき。
 - (5) 申込者が未成年の場合
 - (6) 第 49 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が合理的に判断したとき。
 - (7) その他さすガねっと Sプランに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき。
 - (8) 当社が不相当と合理的に判断したとき。

第11条（契約者回線の異経路）

当社は、当社が適当であると判断した場合、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます）により設置します。

第12条（名義の変更）

1. さすガねっと Sプランを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた契約者の契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金等の支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きさすガねっと Sプランの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
2. 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第9条（さすガねっと Sプラン申込みの方法）の規定によって申し込んでいただきます。

第13条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにさすガねっと Sプラン取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

第14条（その他の契約内容の変更）

1. 当社は、契約者から請求があり（前二条に定める変更を含みます）、当社が承諾したときは、第9条（さすガねっと Sプラン申込みの方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条（さすガねっと Sプラン申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第15条（契約者回線等の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断を行います。

第16条（さすガねっと Sプラン利用権の譲渡禁止）

さすガねっと Sプラン利用権は、譲渡することはできません。

第17条（契約者が行うさすガねっと Sプラン契約の解除）

1. 契約者は、あらかじめさすガねっと Sプラン取扱所に通知して、さすガねっと Sプラン契約を解除することができます。
2. 前項に定める解除に基づくさすガねっと Sプランの提供終了時点は、別途当社が指定する場合を除き以下のいずれかから選択できますが、当該選択後にかかる終了時点を変更することはできないものとします。なお、（1）を選択した場合においても、利用料金の日割り計算対応は行っておりません。
 - （1）解除手続きが完了したときを終了時点とする。
 - （2）解除手続きが完了した月の末日を終了時点とする。
3. さすガねっと Sプラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾します。
4. さすガねっと Sプラン契約を解除する場合、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
5. 第1項の規定により、さすガねっと Sプラン契約を解除する場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。

第18条（契約者がナンバーポータビリティを希望した場合の解除の特則）

第 17 条（契約者が行うさすガねっと Sプラン契約の解除）第1項の規定にかかわらず、さすガねっと Sプラン契約の解除とともにさすガねっと Sプラン各種サービス会員規約本則に定める退会を行う契約者のうち、契約者が「でんわサービス」を利用していた場合で、かつ、解除後も「でんわサービス」で利用していた電話番号を他社の電話サービスで継続利用することを希望する場合には、契約者が他社の電話サービスを受けるために必要な 電話工事が完了するまで、さすガねっと Sプラン契約の解除の効力は発生しないものとします。

第19条（当社が行うさすガねっと Sプラン契約の解除）

1. 当社は、第 25 条（利用停止）の規定によりさすガねっと Sプランの利用を停止された契約者が、当該利用停止となった原因を解消しないときは、さすガねっと Sプラン契約を解除することがあります。
2. 当社は、契約者が第 25 条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 25 条（利用停止）の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないでさすガねっと Sプラン契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者において、破産その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、さすガねっと Sプラン契約を解除することがあります。

4. 当社は、前三項の規定によりさすガねっと Sプラン契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 契約者が「でんわサービス」を利用していた場合において、さすガねっと Sプラン契約が解除されたときは、別途当社が指定する場合を除きさすガねっと Sプラン契約の解除によって「でんわサービス」で利用していた電話番号は失効し継続利用できなくなるものとし、契約者はこれを承諾します。この場合、当該電話番号が失効し継続利用できなくなることにより契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
6. 第1項乃至第3項の規定に従って、契約者の責に帰すべき事由によりさすガねっと Sプラン契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
7. さすガねっと Sプラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾します。
8. 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
9. 第1項乃至第3項の規定により、さすガねっと Sプラン契約を解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。

第20条（契約者回線の提供ができなくなった場合等の措置）

1. 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、さすガねっと Sプラン契約を解除することがあります。
2. 当社は、契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なことが判明したとき、さすガねっと Sプラン契約を解除することがあります。
3. 当社は、当社がさすガねっと Sプランの提供を終了した場合、さすガねっと Sプラン契約を解除することがあります。
4. 当社は、前三項の規定により、さすガねっと Sプラン契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第3章 端末設備の貸与等

第21条（端末設備の貸与）

1. 当社は、さすガねっと Sプランの提供に必要となる端末設備を、契約者からの請求により貸与します。
2. 契約者は、第1項の規定により貸与する端末設備が契約者回線に接続されている場合において、当社がその状態の監視等を遠隔にて行う場合があることを承諾していただきます。

第22条（端末設備の取替）

端末設備の貸与後、契約者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は、契約者の請求に応じて、端末設備を修理し又は取り替えるものとします。ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大な費用又は時間を要する場合には、当社は契約者に通知の上、さすガねっと Sプラン契約を解除できるものとします。

第23条（さすガねっと Sプラン契約の解除に伴う端末設備についての契約者の義務）

1. 契約者は、さすガねっと Sプラン契約が解除された場合は、当社が別途指定する方法で、当社が別途指定する送付先に、直ちに端末設備を返還するものとします。この場合、端末設備の返還に要した費用

は、契約者自身で負担するものとします。

2. 契約者が返還義務の履行を怠った場合、契約者は、当社に対して第 49 条（利用に係る契約者の義務）第2項に規定する費用を支払うものとします。

第4章 利用中止等

第24条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます）。
 - (2) 第 26 条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づき協定事業者からの請求による場合は、この限りではありません。

第25条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
 - (1) 利用料金、さすガねっと Sプランの利用に必要な費用又は工事に関する費用等について、支払期日を経過し、相当期間を定めた催告をしてもなお是正されないとき。（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
 - (2) 当社との他の契約に基づく債務について、支払期日を経過し、相当期間を定めた催告をしてもなお是正されないとき。
 - (3) 第 49 条（利用に係る契約者の義務）又は第 50 条（契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、約款の規定に違反する行為であってさすガねっと Sプランに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第5章 通信

第26条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。
 - 気象関係

- 水防関係
- 消防関係
- 災害救助関係
- 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします）
- 防衛機関
- 輸送の確保に直接関係がある機関
- 通信の確保に直接関係がある機関
- 電力の供給の確保に直接関係がある機関
- ガスの供給の確保に直接関係がある機関
- 水道の供給の確保に直接関係がある機関
- 選挙管理機関
- 当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
- 預貯金業務を行う金融機関
- 国又は地方公共団体の機関

2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第27条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えると、又はその通信容量が一定容量を超えると、その通信を制限、若しくは切断することがあります。
3. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、さすガねっと Sプランを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
4. 前3項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

第28条（通信時間の測定）

さすガねっと Sプランにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- (1) 通信時間は、発信者及び着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします）から起算し、発信者又は着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。
- (2) 前号の定めに拘らず、契約回線の故障等、通信の発信者又は着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第 26 条（通信利用の制限等）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、当社が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第6章 料金等

第29条（料金及び工事等に関する費用）

1. 当社が提供するさすガねっと Sプランの料金は、利用料金、手続きに関する料金とし、別紙料金表

に定めるところによります。

2. 当社が提供するさすガねっと Sプランの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。

第30条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、当社がさすガねっと Sプランの提供を開始した日から起算して、さすガねっと Sプラン契約の解除日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金を支払っていただきます。
2. 第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）の規定又は第 25 条（利用停止）の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。
3. 契約者は、次の場合を除き、さすガねっと Sプランを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

事由	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、さすガねっと Sプランを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのさすガねっと Sプランについての利用料金。

4. 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第31条（定期契約型プラン）

1. 当社は、別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます）について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月から起算して、定期契約型プラン毎に当社が定める期間とします。
2. 定期契約型プランについて契約期間内に契約者が解除を行う場合及び当社が第 19 条（当社が行うさすガねっと Sプラン契約の解除）に基づき解除を行う場合には、原則として、定期契約型プランの対価として、当社が定める契約解除料が発生するものとし、別紙料金表に規定する金額の支払いを要します。ただし、次に該当する場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。
 - (1) 当社のインターネットサービス提供区域内へ転居する場合で、契約者が引き続き転居先で当社との間でインターネットに関するサービスの契約を行う場合
 - (2) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合
 - (3) 契約期間満了月から起算して3か月間（以下「更新期間」といいます）の間に契約を解除する場合
 - (4) 契約成立日からサービス開始日の前日までに契約を解除する場合
3. 契約者が更新期間に定期契約型プランを解約しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、当社が別途定める長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
4. 第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）に基づく利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。
5. 第 24 条（利用中止）に基づく利用中止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。
6. 第 25 条（利用停止）に基づく利用停止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません。

せん（利用停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。

第32条（工事費の支払義務）

契約者は、さすガねっと Sプラン申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、サービス開始日の前日までにそのさすガねっと Sプラン契約の申込みの取消し又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。

第33条（異経路にかかる費用の支払義務）

契約者は、契約者回線を異経路とすることを希望し、当社が承認した場合、当社が別途定める料金を支払っていただきます。

第34条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、さすガねっと Sプランに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき、及び、契約者の行為等に伴い当社の手続きが必要となったときは、別紙料金表に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

第35条（機器損害金の支払義務）

契約者は、当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合別紙料金表に規定する機器損害金を支払っていただきます。

第36条（債権の譲渡）

当社は、約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金等に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあり、契約者はそれを承諾するものとします。

第37条（料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表通則に定めるところによります。

第38条（割増金）

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第39条（延滞処理）

1. 契約者が、料金、工事に関する費用その他この約款に基づく債務（以下「料金等」といいます。）について、支払期日を経過してもなお料金等をお支払いにならない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払い日までの期間に応じた延滞利息を申し受けます。ただし、料金等を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。
2. 延滞利息は、次の算式により算定します。
算定の対象となる料金等×支払期日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント
3. 延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。

4. 延滞利息の支払義務は、前項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
5. 延滞利息の支払期日は、第3項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金等の支払期日とおなじといたします。
6. 支払期日を経過してもなおお支払いにならない場合で、請求書をお送りするときは、当社は、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として別紙料金表に定める金額を請求いたします。

第7章 保守

第40条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第30 号）に適合するように維持します。

第41条（契約者の維持責任）

契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

第42条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、さすガねっと Sプラン取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、不具合の原因が契約者の責に帰すべき事由によるものであった場合は、契約者に別紙料金表に規定する派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。なお、当社の派遣した係員が作業を実施した場合については、別紙料金表に規定する派遣費用及び作業費用の総額に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

第43条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第 26 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	機関名
1	・ 気象機関との契約に係るもの ・ 水防機関との契約に係るもの ・ 消防機関との契約に係るもの ・ 災害救助機関との契約に係るもの ・ 警察機関との契約に係るもの ・ 防衛機関との契約に係るもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

	・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの ・ 選挙管理機関との契約に係るもの ・ 別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの ・ 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの ・ 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます）
3	・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

第44条（責任の制限）

1. 当社は、さすガねっと Sプランを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのさすガねっと Sプランを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者が直接被った損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、さすガねっと Sプランを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのさすガねっと Sプランの利用料金（そのさすガねっと Sプランの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る利用料金額）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
3. 当社の故意又は重大な過失によりさすガねっと Sプランの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

第45条（免責）

1. 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化又は消失し、これにより損害を与えた場合でも、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
3. 当社は、約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。
4. 契約者がさすガねっと Sプランの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
5. 当社は、不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社に故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りではありません（契約者が法人及び個人事業主の場合を除く）。

第46条（損害賠償額の上限）

当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した利用料金の額を上限とします。ただし、当社に故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第47条（通信速度の非保証）

当社は、さすガねっと Sプランの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定めるさすガねっと Sプランの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第9章 雑則

第48条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときその他当社が合理的に不適当と判断したときは、その請求を承諾しないことがあります。ただし、約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第49条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がさすガねっと Sプラン契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにさすガねっと Sプラン取扱所に通知していただきます。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がさすガねっと Sプラン契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社にさすガねっと Sプランの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- (5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
- (6) 当社がさすガねっと Sプラン契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (7) 法令を逸脱した行為又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等）を行わないこと。
- (8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (9) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。

2. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくはき損したとき、又は電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用（別紙料金表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします）を支払っていただきます。

第50条（契約者以外の者の利用に係る義務）

契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

ア 第 41 条（契約者の維持責任）

イ 第 42 条（契約者の切分責任）

第51条（サービスの提供範囲等）

1. 当社は、約款の規定によるさすガねっと Sプランを本邦内に限り提供します。
2. 当社が提供するさすガねっと Sプランの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第52条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がさすガねっと Sプラン契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第53条（契約者の氏名等の通知）

当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者（その協定事業者とさすガねっと Sプランを利用するうえで必要な契約を締結している者に限り）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第54条（協定事業者からの通知）

契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要がある場合は、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第55条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、当社の業務を委託している者、協定事業者及び提携事業者に提供する場合を含みます）で利用します。

第56条（法令に規定する事項）

さすガねっと Sプランの提供又は利用にあたり、他の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第57条（技術的事項）

さすガねっと Sプランにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

第58条（サービスの廃止）

1. 当社は、さすガねっと Sプランの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりさすガねっと Sプランを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

別記

新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第2条第 23 号に規定する基幹放送事業者及び同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます）をいいます）を供給することを主な目的とする通信社

別表 さすガねっと Sプランにおける基本的な技術的事項

接続方法	物理的条件	回線終端装置の接続仕様
有線	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 又は IEEE802.3i 10BASE-T 準拠

別紙料金表

通則

（料金の計算方法等）

1. さすガねっと Sプランの料金等は、このさすガねっと Sプラン料金表（以下「料金表」といいます）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、契約者がそのさすガねっと Sプラン契約に基づき支払う利用料金及びブロードバンドユニバーサルサービス料を料金月（1の暦月の起算日（当社がさすガねっと Sプラン契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
3. 当社は、次の場合が生じたときは、さすガねっと Sプラン契約に基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の初日以外の日にさすガねっと Sプランの提供の開始があったとき。
 - (2) 第 30 条（利用料金の支払義務）第3項の表の規定に該当するとき。
 - (3) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
 - (4) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合
4. 3の規定による利用料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、第 30 条（利用料金の支払義務）第3項の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とします。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

6. 当社は、料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数

を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

(料金等の支払義務及び支払期日)

7. 料金等の支払義務は、原則として、料金月の翌月28日に発生いたします。

8. 契約者は、料金等を支払期日までにお支払いいただきます。

9. 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

(料金等の支払方法)

10. 料金等は、原則として、口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法によりお支払いいただきます。

11. 同一の場所において、同一の名義により、当社とガス又は電気の使用契約を締結されている契約者は、当社が定める日以降ガス又は電気の料金を支払われる場合と同じ支払方法にて当社のガス又は電気の料金とあわせてお支払いいただきます。

12. 当社が手続き上必要と判断した場合は、払込みその他の方法によってお支払いいただきます。なお、払込みの方法によりお支払いいただく場合は、当社は、払込票発行手数料として料金表に定める金額を請求いたします。また、その他の方法によりお支払いいただく場合で、お支払いに必要な各種手数料が生じる場合は、契約者の負担といたします。

13. 料金等は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

14. 当社の指定する請求日までにお支払いいただけない場合若しくは口座振替によりお支払いされる場合で振替口座を変更されその手続きが完了しない場合、契約者は、料金等を翌月の料金とあわせてお支払いいただくことがあります。

(料金等の口座振替)

15. 料金等を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。

16. 契約者は、料金等を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。

17. 料金等の口座振替日は、当社が指定した日といたします。

18. 料金等の支払方法として口座振替の方法を申し込まれた契約者は、口座振替の手続きが完了するまでは当社指定の方法で料金等をお支払いいただきます。

(料金等のクレジットカード払い)

19. 契約者は、料金等をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社と契約者との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。

20. 契約者は、料金等をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。

21. 料金等の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれた契約者は、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは当社指定の方法で料金等をお支払いいただきます。

(料金等の払込み)

22. 契約者は、料金等を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。

(料金等の当社への支払日)

23. 当社は、契約者が料金等を口座振替の方法で支払われる場合は、契約者の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

24. 当社は、契約者が料金等をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

25. 当社は、契約者が料金等を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

(消費税相当額の加算)

26. 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

27. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

料金表

1. 基本月額料金

プラン	コース	型	利用料金	備考
さすガねっと Sプラン	2G	3年定期契約	5,300 円 (税込 5,830円)	・定期契約型プランとなり、 契約期間は3年とします。な お、当該契約期間満了後の契約 期間は、2年とします。

2. 定期契約型プランの契約解除料

プラン	コース	型	最初の契約期間内に解除 された場合の契約解除料	最初の契約期間の更新後以降に 解除された場合の契約解除料
さすガねっと Sプラン	2G	3年定期契約	3,889円 (税込 4,277円)	5,000円 (税込 5,500円)

3. ブロードバンドユニバーサルサービス料に関する料金

区分	単位	月額料金
ブロードバンドユニバーサルサービス料	契約者回線1回線ごと	ブロードバンドユニバーサルサ ービス制度について定めた当社 のホームページに規定する「ブ ロードバンドユニバーサルサー ビス料」の額

4. 工事費

(2022年6月30日までに契約を締結した場合)

区分	料金	備考
標準工事費	40,000 円 (税込 44,000円)	・ さすがねっと Sプラン2Gコース（3年定期契約）については 35回の分割払いにてお支払いいただきます。（1回目の分割払い額：税込1,262円/月、2回目から35回目の分割払い額：税込1,257円/月） ・ 各分割払い額は、サービス開始日の属する月の翌月以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 ・ 工事費はサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申し込み時とサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 ・ サービス開始日の後に消費税率が変更されても、工事費はサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 ・ 分割手数料は無料です。 ・ 分割払い期間中にさすがねっと Sプランの契約を解除（転居による契約解除の場合を含みます）される場合は、お支払いいただいていない残債額を一括で請求させていただきます。 ・ サービス開始日の前日までに、さすがねっと Sプランを契約解除された場合、請求しません。また、初期契約解除制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。ただし、当社がさすがねっと Sプランの提供ができない場合等、当社の事由による契約解除の場合はこの限りではありません。
土日祝追加工事費	3,000 円 (税込 3,300円)	・ 土曜日、日曜日、祝日に工事を行う場合は、原則として、派遣にかかる追加費用として標準工事費とは別に請求させていただきます。
回線撤去工事費	10,000 円 (税込 11,000円)	・ 解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求いたします。

(2022年7月1日以降に契約を締結した場合)

区分	料金	備考
標準工事費	40,000 円 (税込 44,000円)	・さすガねっと Sプラン2Gコース (3年定期契約) については 36回の分割払いにてお支払いいただきます。(1回目の分割払い額：税込1,230円/月、2回目から36回目の分割払い額：税込1,222円/月) ・各分割払い額は、サービス開始日の属する月以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 ・工事費はサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申し込み時とサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 ・サービス開始日の後に消費税率が変更されても、工事費はサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 ・分割手数料は無料です。 ・分割払い期間中にさすガねっと Sプランの契約を解除 (転居による契約解除の場合を含みます) される場合は、お支払いいただいていない残債額を一括で請求させていただきます。 ・サービス開始日の前日までに、さすガねっと Sプランを契約解除された場合、請求しません。また、初期契約解除制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。ただし、当社がさすガねっと Sプランの提供ができない場合等、当社の事由による契約解除の場合はこの限りではありません。
土日祝追加工事費	3,000 円 (税込 3,300円)	・土曜日、日曜日、祝日に工事を行う場合は、原則として、派遣にかかる追加費用として標準工事費とは別に請求させていただきます。
回線撤去工事費	10,000 円 (税込 11,000円)	・解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線 (契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ (分岐装置) から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路) の撤去をご希望の場合に請求いたします。

5. 手続に関する料金

契約事務手数料	1の手続きごとに	3,000 円 (税込 3,300円)
延滞時請求書発行手数料	1の手続きごとに	300円 (税込 330円)
払込票発行手数料	1の手続きごとに	300円 (税込 330円)
請求金額通知発行手数料※	1の手続きごとに	300円 (税込 330円)

※当社が定める日以降で、契約者の希望に応じ当社が請求金額通知を発行した場合に適用します。

6. 機器損害金

11,000 円 (税込 12,100 円)

7. 派遣費用 14,000 円（税込 15,400 円）

8. 派遣費用及び作業費用 18,500 円（税込 20,350 円）

注 屋内配線（引込線のうち屋内に設備する部分の配線）の利用料、回線終端装置の貸与料は、基本月額料金に含まれるものとします。

附則

この約款は、2026年 1月 1日から実施します。